

令和8年度女性総合センター（消費生活）団体登録募集要項

1. 趣旨

立川市女性総合センターAIMでは、市民の消費生活の向上にむけて、市と協働して事業を行っていただけるグループ・団体を募集します。

登録団体は「市の事業に協力していただく団体」という位置づけになりますので、この趣旨に抵触することがないように、ご注意ください。

2. 募集する団体（登録要件）

次の全てに該当することが登録要件となります。

①構成員

5人以上で且つその半数以上の方が市内に在住・在勤・在学であること。

②主な活動場所及び活動内容

立川市内において、消費生活の向上のための活動を行っていること。

③市との協働事業

市と協働して消費生活の向上に関する事業ができること。

具体的には、次の【ア及びイ】が必要です。

(ア) くらしフェスタ立川実行委員会において、毎年度活動していること

令和8年度のくらしフェスタ立川開催に向け、令和9年2月20日（土）21日（日）に女性総合センターの施設を予約しています。実際の開催日時は同実行委員会で決定します。同実行委員会は、原則毎月第2水曜日の10時～正午で実施しています。ただし、1月、2月のみ、くらしフェスタ立川に合わせて変動します。（対象月変更の可能性有）毎回、団体の代表1名の出席をお願いします。くらしフェスタ立川実行委員として、企画・運営をして頂きます。団体の活動などを報告するパネル展への参加や役員として活動をすることも想定しています。

(イ) 消費生活に係る啓発事業に協力していること

<啓発事業とは>

- ・市と共催で、消費生活講座を実施する。実施可能期間は4月～翌3月
- ・市と共催で他の登録団体が開催する講座の支援をする。
- ・市が企画した講座等や市と共催で開催する登録団体との講座の周知活動等への協力および参加をする。
- ・その他、市が消費生活に係る啓発事業であると判断する事業を市と協働で実施する。

④その他

- ア) 市内に活動の本拠となる事務所または連絡先を有すること。
- イ) 代表者を置いていること。
- ウ) 規約または会則を定めていること。
- エ) 政治・宗教・営利を目的としないこと。
- オ) 市の各種計画に抵触する活動をしていないこと。

令和8年度女性総合センター（消費生活）団体登録募集要項

- カ) 何らかの目的のための署名またはこれに類する行為をしないこと。
- キ) 「3. 登録団体への活動支援等」を目的とした団体登録ではないこと。
- ク) その他公益を害すると認められる活動や「市の登録団体」として相応しくない活動や行為等をしないこと。

※「女性総合センター利用の手引き」に記載のある施設の利用ルールを遵守することはここに含まれます。

3. 登録団体への活動支援等

(1) 各使用料

施設使用料の全額を免除します。 ※ただし、備品使用料は免除無し。

(2) 施設の優先予約

他の団体に優先して、使用する月の6か月前から施設を予約できます。

(3) 広報

立川市ホームページを通じて、団体の情報を発信します。

(4) グループ室

- ①女性総合センターのグループ室が利用できます。
- ②グループ室は随時入室でき、打ち合わせスペースやロッカーとして利用できます。

(5) 登録団体単独での講座やイベント等の開催

- ①登録団体が単独で講座やイベント等を開催することができます。
- ②ただし、次の条件を充たす場合に開催可能で、事前に市への手続きが必要です。

ア) ここでいう「登録団体単独」とは、「市との協働事業ではないもの」を意味します。「複数の女性総合センター登録団体で開催するもの」は、ここでいう「登録団体単独」に該当します。

イ) 講座等の内容が、次のことに該当する場合は、開催することはできません。

- a 市の各種計画や施策に抵触するもの。
- b 政治・宗教・営利を目的とするもの。

※対象物に関わらず、販売行為は「営利」に該当します。

ただし、講座等の理解に資する著作物の販売は、事前に許可を受けた場合に限り可能です。

ウ) 何らかの目的のために署名またはこれに類する行為をするもの。

※署名が講座等の内容に関連する場合であっても、不可となります。

エ) その他公益を害すると市が認めたもの。

③市への事前手続き方法

原則として女性総合センターの予約をする前に、事業計画書にその旨を記載してくらし相談課へ提出してください。女性総合センターの予約前に事業計画書を提出することができない場合は、女性総合センターを予約する際に、その旨をくらし相談課へご連絡ください。ただし、予約手続きの日から1ヵ月以内に、事業計画書をご提出ください。

令和8年度女性総合センター（消費生活）団体登録募集要項

また、講座等をチラシやWEBサイト、SNSその他の媒体で周知する場合、事前にくらし相談課の確認を受けてください。原稿確認には、5開庁日（土日祝を除く）ほど必要となりますので、日数に余裕をもって確認をお申し出ください。

4. 登録期間

令和8年8月1日～令和10年7月31日

5. 応募方法

(1) 応募書類に必要事項を記入し、持参・郵送または電子申請で提出してください。

①持参または郵送

〒190-0012

東京都立川市曙町 2-36-2 ファーレ立川センタースクエアビル 5F
立川市女性総合センター くらし相談課 消費生活センター係

※持参の場合は、平日の月～金の9時～17時15分（正午～午後1時および第3木曜日除く）にお願いします。

②電子申請

申請フォームは、下リンクまたは2次元コードからアクセスできます。

<https://logoform.jp/form/yY6d/1562471>

こちらの2次元コードからもアクセスできます ⇒



(2) 応募書類は次のいずれかで入手してください。

①くらし相談課消費生活センター係窓口（立川市女性総合センター5階）

②市ホームページからダウンロード

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kurashi/shohiseikatsu/1002226/1027185.html>

こちらの2次元コードからもアクセスできます ⇒



6. 募集期限

令和8年6月19日（金）まで ※提出書類必着

令和8年度女性総合センター（消費生活）団体登録募集要項

7. 審査

(1) 審査の視点

この募集要項「2. 募集する団体（登録要件）」に記載された事項に合致するかを書類審査の上、必要に応じて以下（2）のヒアリングを行い、審査します。

※ヒアリングは新規登録の場合、必須です。

(2) ヒアリング（新規登録の場合のみ）

書類審査後、ヒアリングを行わせていただきます。別途日程調整いたしますので、下記の期間でご都合のよい時間帯を、ヒアリング希望日時連絡フォームよりご連絡ください。

【ヒアリング期間】

令和8年5月25日（月）～7月10日（金）

※時間帯：9：00～11：30 及び 13：30～16：30（15：30～が最終枠）

※所要時間：30～60分程度

※場所：くらし相談課（立川市女性総合センター 5階）

【ヒアリング希望日時連絡フォーム】

<https://logofrm.jp/form/yY6d/1561959>

こちらの2次元コードからもアクセスできます ⇒



8. 結果通知

令和8年7月中に、書面にて通知します。

9. 参考資料（ホームページのURLと2次元コード）

(1) 女性総合センター登録団体紹介

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kurashi/shohiseikatsu/1002226/index.html>



(2) くらしフェスタ立川

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kurashi/shohiseikatsu/1024952/index.html>



令和8年度女性総合センター（消費生活）団体登録募集要項

10. 問い合わせ先

立川市市民部くらし相談課消費生活センター係

〒190-0012 東京都立川市曙町2-36-2

ファーレ立川センタースクエアビル5F

電話：042-528-6801 FAX：042-528-6805